藝備孝義傳

賀茂豊田　巻五

藝備孝義傳巻五目録

安藝國賀茂郡

竹原塩濱増屋九兵衛吉右衛門

竹原町小田屋孫次郎

三津村与右衛門 附 奥屋村六兵衛 三津浦忠八

竹原町みた　四日市尾道屋與三郎

下見村武助　乃美尾村傳四郎

安藝國豊田郡

乃美村播磨屋孫次郎武右衛門

小坂祥三郎
船木村里助
小谷村佐助
豊海町見祐
新馬村與兵

戸野祥助金郎
小谷村与助
浜田丁拍子
豊海長兵

智恵郎
○竹内孫四郎
[illegible]

[illegible]

島に出て人に仕へ身の價をもてうつぎぬなりしが又竹原にとりし所に移り人の塩濱あげかりて塩焼わざをはじめ濱ども壹丁所かひ得てやすらかに養ひそへし父母にも天年を終へぬ。又その家に由緒ある老女ありけれど家久しくたえてその子にも家をもたせけり。又妻の親生理よはしくなりければ常にたすけて其子にも商賣をさせける。吉右衛門も其後竹原に来り九兵衛に力をあはせて塩をやきけるが日足もやがて濱主となり養母を迎へ其やしなひ兼ずます〳〵妻の里へもまめしく力をそへけるが其家おとろへぬれバ遂に富男をやしなふ又兄弟して姉聟夫婦を身を終るまで扶持しぬ。その餘ほどこし恵むことあまたなりし。九兵衛ハ孝友睦婣任恤の六行をかね行ひしよりあへからんとて元禄辛未の年白銀をたびてその善行をほめられける。

○竹原町小田屋孫次郎

孫次郎ハ早く両親におくれ継祖母のひとりありけるによく仕へまはりぬ。父母の忌日ハいふもさらなりさまよく此まで凡その日にあへバ追慕の情いと切なり。家にての孝あるのミならず國に忠ある理なるべしや。彼所の年寄役はやしめくるがその事

饑ゑさせじと厭ずして昼夜となく倦ず取ちらひ上を鍬ひ、下を憐むのみ手を経べくだよろくず秋ごとに己が田地に先熟せる稲をとりて所の御倉にさゝげ酒をもるふかくのごとくせざらぬうちハ一粒よりも私に用ゆることなし丸兵衛同時に賞たまハりぬ孫次郎後に加右衛門と改名せしとぞ

○三津村與右衛門　附奥屋村六兵衛　三津浦忠八

三津村鹿石といふ所に孝子あり親に仕へて夏ハ枕をあふぎ冬ハ衾をあたゝめつゝさまゞ力を尽しぬ親いたく老たる後ハ折々負出て稲麦の秀で熟りしさまを見せなぐさめなどして親をなぐさめけるが父母ともに八十にあまりて世をさりぬれバ与右衛門も四十におよびけるが歎き絶ることなくやまずいさゝかの果物までも其初て得るをバ必まづ墓にそなへて参りぬかくて其きこえあること在る時にもかはらず元禄辛未のとし米十俵たまハりて賞せられけり米ハ村長あづかりて人にも貸けるが与右衛門或年暮の貢たらずしてかの米のうちを申受まほしといひければ村長やがて息をそへて遣しけるに息をバ固く辞てうけず強られども取らざりければ其事まで申あげぬ君きこしめして其廉なるをおかしまし

貢の足らざるを免され且年々のくらひも村長がまかなひに任すべきよしにて仰をかうむる同し癸酉の年の事なりそれより九年ありて与右衛門身まかりぬ年七十九なり彼米をなん孝行米とよびて今に村ものが受けて年々に息をあつめ子孫の年貢をたすけゝる明和の頃保右衛門（三津の年寄）といふ者など相議して与右衛門が孝徳の世にかくれんことを恐れて人をも勧めて蓮光寺といふ寺の内に石碑を造り是を孝行塚といふ又奥屋村平原谷に六兵衛といふ孝子ありて享保四年己亥の九月鳥目をこぞくを賜はる又三津村に

志ハ七十に漁師ありけるが母を百にあまるまで安穏にやしなひ遂ければ寶暦庚辰の二月その郡の司より物をあたへてほめけるとぞ。

孝子與翁碑

翁稱與右衛門本邑鹿石之農夫也事其父母篤孝純至殆不愧于古人鄉黨稱之事聞于　府元祿四年辛未十月旌以賜米六年癸酉十二月再賜米可謂盛舉矣然距其世未遠而聞其名既尠況歷數世事迹或亡録是鄉黨相議建碑刻文以無不朽明和三年丙戌秋木原正直誌

按ずるに正直ハ保右衛門がことなるらん保右衛門ハこのとき時本藩の賓師植田玄節に就て物まなびけるとぞ。

○竹原町みほ

みほハ盛屋吉五郎が女なり十七の年より母病に伏して手足もなえ起居人のたすけを待りみほ常に事へてよく人の及ぶべき際にあらざれバ人もほめぬハなく此ころ聟をめとらしめむとおもひはかりけるが父母ハ許やりあれどもきゝいれざれどもつとめてくらひつひに過し置ぬるうちに父ハはかなくなりて此家のゆくすゑ

味春屋（このはるや）長十郎といふ者あり。切（せち）に子を望しぬ。母のいへらく汝ぢ。をんなと生まれしは。一度は人にまみえさせなくては。我も安（やす）からずとしきりにいへるまで。其心ざし違（たが）ひがたくて。遂にゆきたりける。一月ばかりありて。或日（あるひ）夫（をつと）にむかひて。永くはとゞまりがたかるべしといひければ。夫いぶかしさのあまりを問ければ。此家にありてうしと思へるよしは露（つゆ）ばかりもあらず。たゞ病瘦（やせつかれ）たる母のこと片（かた）時もえわすれねば。あはれかへしたまはらば。世にありがたき御恵（めぐみ）ならめと打なげかれしかば。夫もとゞめがたくや思ひけん。やがて其意にまかせけるが。かくてぞつひにそのまゝに母をやしなひ

居たるが。弟（おとうと）権七もやゝひとゝなりぬ。されどまづしき物あきなひて。家もあらざれば。これを苦（くるし）むことは初（はじめ）に異（こと）ならず。よりてゆかりの者ども議（はか）りて。権七に妻（つま）とらせて。これを助（たすけ）んとはからひて。さきに母の病危（やまひあやう）き時。たふとき薬（くすり）を進（すゝ）めさせし。其價（あたひ）も。いまだ償（つくの）ひえず。且（かつ）入まゐる人の母のはらからにすまされずしかも。まふ計（ばかり）がし。暫（しばら）く待（まち）まゐらせよといひて。夜もすがら二人して介（かい）保（たも）しまず。紡績（うみつむぎ）のことに力をそゝぎしかば。遂に彼（か）の負債（おひめ）をもつくのひ。それを貸（かし）せる人にも厚（あつ）く其恩（おん）を謝（しや）しぬ。すべてかまど。母を養（やしな）へる飲食起居（いんしよくききよ）はいつもきよらなり。人みなこれを打ほめぬ。

夏ハ涼きかたに床を移し朝ハ髪をときよく結ひ暮ハ手足をよく洗ひ其外いたらぬ隅なくあらひくるゝこと廿八年の間一日もおこたらず始終たゆむことなし母[illegible]するにあまることなしかく久しといへども心もたしかに貌も見すくからぬかられ必うつが養のよきがゆゑなるならんと人〻称しあへりとの所の年寄する半平太左衛門なども議たゞして具に申上られば米十俵あたへて其孝をあらはさる享保十四年己酉閏九月廿八日なり今年かれが齢四十四になりぬこゝに唐崎欽四郎といふ者あり都に物学びしてたま〱郷に帰りけるが太左衛門とられに

語て風早畜麻呂孝をもて天賞を蒙り、懶齋翁こゝまでを孝子傳につらねられたり。實にわが郡のめづらかなり。此孝女氏の事をも名たゝる人の筆にかけずば世ゝに傳へ名もうづもれじとわびければ、欽四郎げにもと思ひ時の文宗宇野三平にすゝめて、これが傳を書しめ、欽四郎も事の始末を記て跋文を作れり。かくて母ハやゝありて壽を以て終りぬ。みつもまた七十二にて身まかりぬ。ともに照蓮寺に葬て、碑陰の記ハ、その所の儒醫塩谷道碩（これも植田郷内人也）よりの者作りぬ。また年を經て寺主惠明、その孝泣をよそ人をも勸めんやと思ひて、片山忠蔵といふ博士にこひて孝女の頌をえらばせたり。宇野氏の作りし傳文ハ、明霞遺稿にのりぬれバこゝに録さず。

竹原孝女頌並序

藝之竹原盛屋氏女、以孝聞。國主賜米褒賞之。明霞宇先生嘗記以傳其事。纖細委悉、宜無復可憾焉。而其家貫同里照蓮寺、法籍寺主惠明欲勒頌於石以勸勵風教。以予游宇門、屬予其頌。予深嘉寺主之意、不敢辭不文。云頌曰、

竹原之女、其名曰容、佡佡款款、養母廢疾、弃而不嫁、強之迨吉昏姻、孔云豈勞其室、自請大歸、奉歡不失、二十八年猶如一日、嗟維孝女、長于圭蓽、先意樂志、非依師術、天之生民、其本也一、秉夷淵徳、我之自出、錫類不匱、弟勤姊弼、以薪以爨、均分勞佚、使母不憂、嫁娶不畢、事聞、本藩撿之狀實、賜恩以表褒賞之律、世哀俗醨、其徳回遹、嗟維孝女、可以稱述、宇子有文、千古以質

越後片猷撰

○四日市尾道屋與三郎

与三郎ハ姓ハ坪島氏なり、慈愛の心深くして、人の艱難をたすくる事、おのれが及ばざるが如くせり、殊に挙ていふべきハ、享保壬子の年、蝗のわざはひありて、此辺の民ども餓死すべき者おほかりけるに、与三郎その年の神無月より翌年の四月まで日ごとに粥をたき、飯をかしきて飢人を待ける、後にハよろこびきたりて争ひ食ふもの喧しければ、凡すくひをうくる人の數、およそ千二百人ばかりも有けるを、人ごとに印押たる札をあたへ、持来るにまかせてほどこしつゝ散しやりぬ

世事多之故[illegible]
[illegible]
[illegible]

稲山良徳碑

墓誌　銘

[illegible]
[illegible]
[illegible]

孝養を勵ミ、己ハあらき物を食ひて、父にハ好ミに精飯を進らせ、海ハ遠けれど常に魚をかひて進む。これハわらじやうのものを作り、市に賣てかへるなり。父が寝床の下にハわらを柔にしておき、寐ざれバ呼吸をうかゞひ、朝ハ家内をはきそめ、靜にして父が目さむるを待つ。寒暑の心づかひはいと細し。子の居をも助けよぶ。その行ひ父にあらへり。ねぶりまで一人ハ側をさらきもせず。農業の急なる時にてもかならず家に倫のよく歎度くるかぐらざる見る。武助夜にあらされバ外に出ることなし。けしやうがしき事あれバ、父がよく寐ての後に往ぬるとぞ。

天明六年丙午十二月、米若干あたへらる。

○刀美尾村傳四郎

傳四郎ハ貧民傳七が子なり。幼より人にまじはりて心の底さへよろしかれバ、主人もあはれミて恵をかけるが、己が得る所の給米なども皆親にあたへて養をたすく。親死して後ハ兄次郎三郎を親のごとく尊ひて給米授るし、前の知し同村の傳三郎といふもの彼が心よきをみし、請て養子となりぬ。其家さらに貧しかりけるが、一年夏の比より養父やまふにかゝり、病おもくなりけれバ、傳四郎深く愁ひて醫藥の事ハ晝夜

をこたらず。數多の月日を經るまゝに病もおもりにおもりゆけて、なほるべきことのかたかりければ、貧しくてその意にまかせぬをいたく、内々のみ居て外の營えせざれバ、其わびしさいふばかりなかりし。されバ己ハたゞあしき粗物を食ふといへども、父が目を驚さんことをおもひて、其寝ぬるを待ていさゝか飢を補ふなどして、若父ハあくる年の三月に世をさりぬ。傳四郎凡一年ばかりなほして父のやまひをやしなひ、又よく其骸を納めけるこれなるくる人のあらずしていかでか得べきや。彼が實兄は三郎ましき者なりしかバ、傳四郎が先ゝ年あたへし年々の給米をバ己が用にハ使ハずして、皆村人にあづけ、毎歳息を加へて置たるを、此度傳四郎にあたへて、其孝養をたすけしとぞ。

寛政元年傳四郎に褒錢をあまた賜りける。

豊田郡

○乃美村播磨屋孫次郎武左衛門

孫次郎ハ兄武左衛門ハ弟なり。家甚富るにもあらざれども、皆慈心ありて施をこのむ。さればかれが力を假て畑をたつる者多し。其比年きさりて飢つゝることありて、兄弟おもへらく、かゝる時に飽まで食ひ煖に衣んことハ空おそろしきことなり。今より一きハ

よろづ儉約して人を救んとこそ本意なるべけれと妻へ同し意に言合てぞありける幼者にも麥飯などあらくしきもののみに食せて酒なれど酒を造らず米なとも積置糟糠塩の類までよく蓄置けるが果して飢に臨むもの多かりければ彼等兄弟聟の物なれば徳なましくゆへどもこれを以て一日の糧にもなしたまひければ我等が本意何かこれにまさるべきと詞を早く申ければ飢民ども大に感じ悦てその救にあづかりぬ救受がたき輩には或はかし遣らす或は賣あたへるなどしてひそかに救へること數をしらず隣村は別府清武鍛冶屋安宿久芳などいへる所々にも此人の恵にて命たすかる者ありければ白銀賜ひて賞せらる時の奉行蒲田某下す所の文今それその村にありといふは國老某（浅野甲斐）采地なれば彼家よりも褒賞の事行る正徳四年十二月の事なり

○小坂村三蔵

三蔵はもと同郡新羅村の民なり早く父母を失ひ小坂村にて徳兵衛といふ者に育てられけるが心さま並ならず長て耕作するにもその事とよくつとめ帰て徳兵衛夫婦が氣色をうかがひ徳兵衛實子あれば三蔵にも別に家をもたせ

ゐるが昼夜ゆるかせにせずして其の如くはげみつくる妻も夫にならひてかくるべく家内夫婦すき郷黨に信ありて農業時に後る者あれバ力をあはせてこれをたすく又村長が告諭こと有て人を召集る時夫婦いつも人より先に来り謹てきく能其掟を守る其ほとりの人〻もかれが行ひを見ならひて風俗やゝ化するほどにもなりぬれバ官にきこえて享保九年物をおくりて賞せらる

○戸野村権助仁三郎

戸野村に助右衛門なるもの初秋の頃ゆふつかた門田に出て居けるに何方よりか手負たる野猪来りてたちまちにかけ倒しぬかれが女子かたはらに在てこれもかけられけり妻ハたま〳〵水汲に出くるがこれもまた倒さる子権助ハ年十八になりぬるが折ふし暑に侵されて甚なやみゐたりしがかくときゝて鎌をとりて出くれバ猪もまた進来る其勢ことに猛なり権助身をかはして猪の左の脇を深くきりたり猪ハ猶馳過て鳴瀬といふ所にいたるに吉兵衛といふ者草苅てゐたりしがまた後の田にかけ倒し其方むきて行んとするを子なる仁三郎ことし十六なりけるが鎌をもて猪の前足をなぐ猶ひるまず

して怒すゝむを仁三郎引くゞりて落されしが父また起あがりて助け終に猪を刺殺てけり是一時の事なりといへども身を忘て親の難におもむくめづらしき働きなれば権助仁三郎に銭そこばく賜て孝義をはげまされける享保九年の事なりとぞ。

○船木村助十郎

助十郎ハ老父平兵衛につかへて至孝あり温清定省ハいふに及ばず妻も力をあはせて夜ハ夫婦ともに父の側に假寐して衣帯も解ず切なる心をつくし朝夕の食物も其好める品を

ましめて、味よく調へはしめて、父の口にかなはしめ、己妻子とハ皆あしきものを食ふ、それより貧家なれバ、わびしき事もなく、されど夫婦いましめて、父にハそれと知らしめず、常に其こゝろを樂しめ、其志に違ハず、萬の事、必問ことありて後行ふ事ありて、出るにも父許されバ出ず、出れバかならず酒をかひ菓を得て、父への家づとゝなしぬ、其情慈母の嬰児を愛するに異ならず。まゝ耕作のいそがしき時までも、半日のうち三四度ハ、家に帰りて安否をたゞさぬ。一とせ、此村より忠海の官倉へ貢を輸するに、助十郎、米入役といふものを勤む、收納のをはるまでハ忠

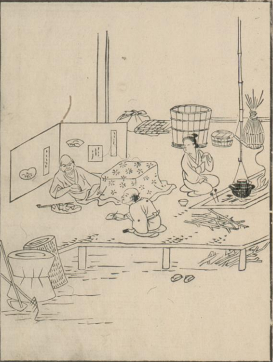

海にしづめる由きこえしかど、渠(かれ)終日(ひねもす)その事をなげきゐるまゝ父を思ひて置きれバ、一秋も悩らざることを得ずて、険阻風雨(けんそふうう)をもいとはずして、路(みち)の程(ほど)四五里もあるを、必ず我が家に帰りて父にまみえ、其日の起居飲食をつまびらかに問ひまうし、夜半頃より立出て暁(あかつき)には倉所に至りて業をつとむ。忠海船本ゐ村の人々も見聞て、ことに驚(おどろ)き歎(たん)じぬ。寛延二年己巳九月、米数石をあたへて其孝を旌(あらは)しぬ。是も體國院殿(たいこくゐんでん)の御時にて、天津某が書ける真名(まな)の傳もありて、世に印本(ゐんほん)存すれバ、こゝに略(りやく)しぬ。

○小谷(こだに)村吉助同妻ひさ

吉助ははじめハ人に仕へて、親にはなれ居たりしが、父吉郎兵衛おとろへたれバ帰り養ひ、母また病よりおもり、吉助深くいたはりしかども、己が心にあきたらざれバ、おなじ里の忠七がむすめを娶(めと)りて、そのめをひなといへり。吉助まづひなにむかひて、我が母ハくるしき病をうけ給へるを、安からしめんと、おもへども何はひの業(あさ)ハざる事あれバ、おぼつかなくおもひたり。なれバひなも同じ徳の人なりければ、これをうけがひて、すなはち姑(しうとめ)の起居をたすけ、飲食をふくめ、稼物(けがれもの)をきよむるも、いとねん

ごろになしくれバ吉助力を得てよろこぶことかぎりなし。夏ハ姑のかたはらに在て蠅をおひ冬ハ己が肌衣をぬぎて姑の足をあたゝむ此里ハ男女わらむしろを打を業とし。ひなも暇あれバ打くるがつゆも姑の見る所にて打ざりき家ハ年にましてわびしくなれバ己が衣服をうりて銭にかへ置餘の事にハ固くはからず折ゝ魚などかひて父母にすゝむ。母ハやみ初てより十三年して世をさりぬ夫婦傍に起かへるが其後ハ父に一しほ力を盡せり然るにひな軽からぬ病をうけて痛く煩ひくるされど己がことをハ露いはずたゞ舅にはつる事たからざるをのみ歎しとぞ天明辛丑の八月夫婦が孝を賞したまひしハ七月十七日に空しくなりぬれど世に在るさのまて物たまハりしとなむ。

○小谷村林右衛門

林右衛門ハ性やはらかにして孝行甚篤し父周助老て家をゆづりたるが彼ハ子たるの道を守て朝ハ両親のめさめざるさきに茶烟草など持運び朝飯を進らせをはれバ謹て其日の事を承りて退きて物くひやがて家子引つれてその事に従ふけご等やすらふ隙あれバ即帰りて親の安否をうかゞひ。

且それまでなしたる事わせうを申しますと父が指図を受て出る物も時ならねバすこし増りてうつら進む一夜も人にまつせることなし夏ハ涼しく浄らかなるやうに調へ父ハかならず餅を煮てくらしむ妻もやさしき者なれバ此時ハ雑煮もたかく下部にあまさで名はそれへバ両親の事ハ林左衛門がりそらはけうにすけりぬ天明元年八月初て賞をかうふる是年林左衛門が齢四十六なり其後父をうしなひ母ひとりになりて今ハ子左次郎も婦を迎へたれバ林左衛門夫婦ハ常に母の側をはなれず左次郎夫婦にすすみ能老人につかふ孫の子ともにいたるまで孝心あらざるハなし人みな賞歎あへり同じ乙巳の年君沼田の庄へ狩にゆきたまふ時彼等が事をきこし出て其さまを見て来るべきとて侍を遣されたる其後丁未の年ふたゝび米七俵を賜りける。

○沼田下村よし

ぬまが後畑といふ谷に三左衛門として子もなく只夫婦住る者あり年九十に餘りて始て人の子を子としてすこし人の女を婦に取せりしが子ハ善からぬものにや有けんやがて出しやりぬ然るに婦ハ児をやどしてほどなく男子を生ありかくて家に

老幼をとりちられバ女の壱人して過すべき世とも見えざりされバ贅婿とれと勧るものゝ多かれども此人ハまれなる孝婦にて意にまかせらくぞりしすと不孝なる人ハ入まらバなかく苦しかるべしと忘れなく承引ず誠の至る所力もきざらひて老をやしなひ幼をそだぐみ朝夕はしめをらくくと丈夫にもゆだらずかくて姑ハ世を去りぬるが舅ハ百歳にもあまりて猶恙なしされども年たかくなるまゝにいたく衰てまゝに打ふしまれく物いひ眼てれるのみなり香煎あめちなど一日に五六度も進らせ折々酒にて唇をうるほし夜寒の比ハさバツく

起て圍爐の邊へ抱き世火をとりやしてあたらせける子も今ハ成長しけるこれまでの艱難をも思ひ村長等も考ふるにあへまし助け遂に其孝を注進しければ天明四年三月廿五日褒美をたまハれり名をバよしとよぶ歳四十七男八百十一になりけるとぞ

○忠海町見林　○同町長蔵

見林ハ醫師道格が次の子なり兄亮作痼積をやみて床に在ること年久し父また眼をうれひて遂に盲しぬ母もまた老て病がちなりし見林性孝にして釈をとりしより兄を見まゐることも古の人にも愧ず父が家に行時ハいつも手を引て行まし

なりき其家に居し給ふ事あれバ見林一夜に二三夜もゆきて父が肩腰をなでさすり或ハ母を導引し兄が積を抑へなどして終て一夜もやすく寐る事なく寐るとも帯を解ず是ハ親兄が事ある時速に起んが為なり寒夜にハ父母の足をかゝへて肌にいれてあたゝむ飲食衣服もまた見林が手に出ざるハなし父甚酒をこのむ見林日にふたゝび買て飲しむ兄ハ病にけるやゝもすれバすぢなき事をいひ罵る見林怡しく順ひて聊も逆ふことなしさて彼地の床浦明神の會ありて歌舞戯等ありけれバ巷をかたらひて見にゆくに見林ハ平生のごとく傍にのこ

居まじハ父母あそれにて見て来れといひければ見林まで、その意にそむかず出て見に行けるが幕（まく）引（ひく）をはるにかならず家にかへりて父母をうかゞふ劇場（しばゐ）のさまハかくありかくありしと見し事ども語りきかせて親の心をなぐさめける其後父やみて死しぬ家まづしより貧（まづ）しきに手頃の病人まであさらに夜（よる）しこそとくらふ見林年四十に近けれども妻をもむかへずして営（いとなみ）しなふ兄がむすめの年十三四になりぬれバ出して人に仕（つか）へさせよといふ者あれども祖母がうれひ思はんことを恐れて我内に置けるとぞ寛政庚戌の賞し米五俵を賜（たま）はり又甲寅の三月に銀貳百目を賑（にぎ）はしたまふ

同じ町に長蔵といふ者の母の老て中風（ちうぶ）しけるにねんごろにて孝養（かうやう）を尽（つく）しければ見林と同じく賞（ほうび）かうぶりける。

○新羅（しんら）村源蔵

源蔵ハ歳額（たか）六斗余の田をたがへせバ其まづしきハいふつるやのぶ然るに母をやしなふとあはれく弟妹（をとゝいもうと）まで甚むつまじく又かれが叔父（をぢ）に清十郎といふ者ありしが夫婦ともに病死（びやうし）して小児（せうに）両人を遺（のこ）し借銀（しやくぎん）もおほく積（つも）りしを源蔵よくかくして其子をそだて未進（えき）もみな償（つくのひ）て既（すで）に其長子にハ妻をとらせて其父が田宅（でんたく）をも返（かへ）しわたし其家を続（つが）しめける。渠（かれ）ハ貧窮（ひんきう）にして

親族に厚きことかくのごとし。すべて善行よろこぶべしとて國老某（淺野甲斐）采地なれバみづから賞して銭若干を與へらる。寛政二年十二月のことなり。

藝備孝義傳卷五終